

建設業  
一人親方の皆様へ



# 特別加入制度のご案内

厚生労働大臣認可 東京第372号  
東京社会労働保険協議会  
厚生労働大臣認可 東京第143号  
建設従事者安全協力会

事務局 〒133-0044 東京都江戸川区本一色2丁目23番21号  
アカシアビル2階

TEL03(5879)2780 FAX03(5879)2790

# 一人親方の労災保険

## 建設事業に従事する方の 特別加入制



労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して保険給付を行う制度です。

労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

特別加入未加入の一人親方の方は、建設現場での事故およびその通勤途上において負傷しても元請業者が加入している労災保険の適用は受けられません。

この際、パンフレットを御一読の上、明日への備えのため是非御加入下さい。

### 特別加入することができる一人親方の範囲

- ① 労働者を使用しないで業務を行う一人親方で建設の事業を行う者が特別加入できます。
- ② 建設の事業を行う者とは(大工・左官・とび職)など下記のとおり。

・土 工 ・室内装飾工 ・溶 接 工 ・板 金 工  
・電 気 工 ・タイル張工 ・屋根ふき工 ・建 具 工  
・解 体 工 ・配 管 工 ・ 畳 工 ・機 械 据 付 工  
・塗 装 工 ・鉄 筋 工 ・杭 打 工 ・造 園 工  
・鉄 骨 工 ・防 水 工 ・ブ ロ ッ ク 工 ・A C L 工  
・コ ン ク リ ー ト 工 ・ア ン カ ー 工 ・ 鳶 工 ・オ ペ レ ー タ ー

等々に従事する者。

## 特別加入の手続き

特別加入制度の適用を受けるには労働局の承認が必要です。

建設従事者安全協力会の会員となることにより、一人親方(会員)が労働者とみなされ、特別加入の申請をすることが出来ます。

尚、入会の手続きは、所定申込書に必要事項を記入し、法定保険料及び当会規定の加入金(加入時のみ)・年会費(途中加入時は月割)を添えてお申し込み下さい。

加入者の住居は、当会の事務所の所在地を中心として徴収即第6条第2項第4号に定める区域を越えないものとする。(関東一円・1都8県)



## 保険給付について

一人親方である特別加入者に対する保険給付及び特別支給金の支給については、一般の労働者の場合とほぼ同様(下表)ですが、給付額は希望した日額によって決定されます。

業務労災に  
関するもの

療養補償給付  
休業補償給付  
傷害補償給付  
遺族補償給付  
埋葬料  
傷病補償給付

休業特別支給金  
障害特別支給金

通勤災害に  
関するもの

療養給付  
休業給付  
障害給付  
遺族給付  
葬祭給付  
傷病給付

傷病特別支給金  
遺族特別支給金

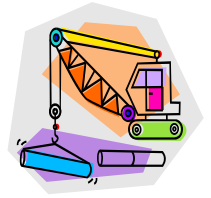
※詳細は別表の通り

# 給 付 別 表

療 養 費 ……保険内診療においては全額無料  
 休業補償 ……1日につき給付基礎日額×80%（休業補償60%、特別支給20%）

**㊦** 待機期間中(事故日を含め最初の3日間)は支給されません。

**例、**給付基礎日額1万円で加入の場合、補償額は1日8,000円。  
 1ヶ月(30日)休業した場合  
 8,000円×30日=240,000円の支給となります。



## 遺族(補償)年金

遺族の数	支給年金額	例 1万円で加入の場合
1人	給付基礎日額の153日分	毎年153万円の年金支給
(55歳以上又は一定の 傷害の状態にある妻)	" 175日分	毎年175万円の年金支給
2人	" 201日分	毎年201万円の年金支給
3人	" 223日分	毎年223万円の年金支給
4人以上	" 245日分	毎年245万円の年金支給

遺族(補償)一時金……遺族年金を受けることができる遺族が全くいない場合、  
 給付基礎日額の1000日分が支給されます。

**例、**給付基礎日額1万円で加入の場合、補償額は1000万円となります。

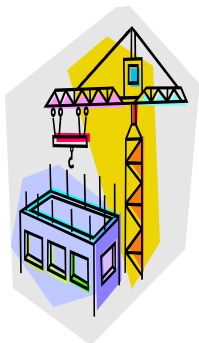


遺族特別支給金……一律300万円(この支給金を受けることができる遺族が2名以上  
 いる場合は、300万円をその人数で除して得た額)

埋葬料 ……業務上又は通勤災害で死亡した労働者の埋葬を行う者に対して支給  
 されます。  
 支給額は、下記①と②の計算方法によりいずれか高い方が支給され  
 ます。

- ①315,000円+給付基礎日額×30日分
- ②給付基礎日額×60日分

**例、**給付基礎日額1万円で加入の場合、葬祭料は615,000円となります。  
 (315,000円+10,000円×30日分) 上記①の計算



## 障害（補償）年金及び障害（補償）一時金

傷害等級 給金	給付基礎日額の 特別支給金	傷害等級	給付基礎日額の 特別支
1	313日分の年金 + 342万円	8	503日分の一時金 + 65万円
2	277日分の年金 + 320万円	9	391日分の一時金 + 50万円
3	245日分の年金 + 300万円	10	302日分の一時金 + 39万円
4	213日分の年金 + 264万円	11	223日分の一時金 + 29万円
5	184日分の年金 + 225万円	12	156日分の一時金 + 20万円
6	165日分の年金 + 192万円	13	101日分の一時金 + 14万円
7	131日分の年金 + 159万円	14	56日分の一時金 + 8万円

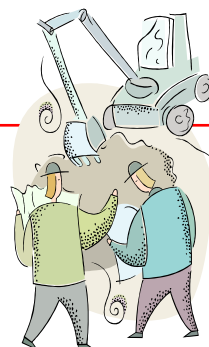
1級～7級までは年金となり8級～14級までは一時金となります

### 例、給付基礎日額1万円で加入の場合

1級の場合→毎年313万円の年金＋特別支給金342万円が支給されます。

（特別支給金は一時金となります、毎年支給されません）

8級の場合→503万円＋65万円＝568万円の一時金が支給されます。



## 支給制限・加入者としての地位の消滅

災害が一人親方等である特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合には保険給付の支給制限が行われるほか、保険料の滞納期間中に生じた災害についても支給制限が行われます。

また、下記の理由に該当する場合は支給を受けられません。

- ①特別加入者がその事業に従事しなくなったとき。
- ②当会を脱退したとき。
- ③保険料・会費等の未納、又は虚偽の申告等、不正行為があり除名されたとき。

従業員を雇用している、所得税を源泉徴収している場合は一人親方に該当しません。中小事業主としての労災加入をご案内させていただきます。



## 給付基礎日額及び年間定額保険料

給付基礎日額とは、労災保険給付の基準となるものであって、労働者の場合には賃金をもとに算出されます。

しかし、一人親方の場合には賃金というものが無いので、給付基礎日額は、一定の範囲(下表)内から自分で選択希望して下さい。  
希望した日額に応じ保険給付が行われ、保険料が決定されます。

給付基礎日額として希望する額については、特別加入者の所得水準に見合った適正な額として下さい。



(給付基礎日額 × 365日 × 保険料率 = 年定額保険料)

令和4年4月1日現在

給付基礎日額	年定額保険料	給付基礎日額	年定額保険料
25,000円	164,250円	10,000円	65,700円
24,000円	157,680円	9,000円	59,130円
22,000円	144,540円	8,000円	52,560円
20,000円	131,400円	7,000円	45,900円
18,000円	118,260円	6,000円	39,420円
16,000円	105,120円	5,000円	32,850円
14,000円	91,980円	4,000円	26,280円
12,000円	78,840円	3,500円	22,995円

希望給付基礎日額の変更は、年度更新時のみとなります。  
年度途中での変更は認められていません。

## 諸費用について

当会に入会される方の諸費用は下記のとおりです(法定保険料は除く)  
なお、労災保険料及び会費は税務上、全額損金となります。

一般会員

団体加入(5名以上)

入会金(初回のみ)	年会費(月額)	入会金(初回のみ)	年会費(月額)
10,000円(税別)	24,000円(2,000円)	7,500円(税別)	18,000円(1,500円)